

議案第 59 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 29 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(職員の任用に関する条例の一部改正)

第1条 職員の任用に関する条例(昭和28年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に、「同法第22条第1項」を「同法第22条及び第22条の2第7項」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

第2条見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条中「条件付採用」を「条件付採用」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第3条各号列記以外の部分中「任命権者は」の次に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「おいては」を「該当するときは」に改め、「職員」の次に「(臨時的に任用された職員を除く。)」を加える。

(向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例(昭和28年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第5条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第3項中「あつても」を「あつても」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬をいう。)」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条見出し中「の勤務時間、休暇等」を削り、同条中「勤務時間」の次に「等」を加え、「休暇等」を「休憩時間、休日等及び休暇」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与その他の給付は、別に条例で定める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(臨時に任用される職員の給与等)

第19条 法律又は条例に基づき臨時的に任用される職員及びこれらに準ずる職員の給与については前各条にかかわらず、任命権者が別に定める。

(向日市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 向日市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1

号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。））」を「非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、同号アからウまでの規定中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第2条の3、第2条の4、第3条第8号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち、別に定める者を除く。））」を加え、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。））」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員のうち、別に定める者を除く。））」を加える。

第16条の表中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

〈参 考〉

職員の任用に関する条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第1項の規定に基づき、<u>同法第22条及び第22条の2第7項</u>に規定する職員の<u>条件付任用期間</u>の延長及び<u>第22条の3第4項</u>に規定する職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p> <p>第2条 職員が<u>条件付採用</u>の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、その<u>条件付採用</u>の期間を延長するものとする。ただし、<u>条件付採用</u>の期間の開始後1年を<u>超える</u>こととなる場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u></p> <p>(臨時的任用を行うことができる場合)</p> <p>第3条 任命権者は、<u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するとき</u>は、現に職員（<u>臨時的に任用された職員を除く。</u>）でない者を臨時的に任用することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第1項の規定に<u>基き</u>、<u>同法第22条第1項</u>に規定する職員の<u>条件付任用期間</u>の延長及び<u>第22条第5項</u>に規定する職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p> <p>第2条 職員が<u>条件付採用</u>の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、その<u>条件付採用</u>の期間を延長するものとする。但し、<u>条件付採用</u>の期間の開始後1年を<u>こえる</u>こととなる場合においては、この限りでない。</p> <p>(臨時的任用を行うことができる場合)</p> <p>第3条 任命権者は<u>_____</u>、次の各号に掲げる場合においては<u>_____</u>、現に職員<u>_____</u>でない者を臨時的に任用することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が、前条の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が、前条の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

職員の分限に関する条例の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び同条第4項の規定に<u>基づき</u>、職員の分限に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(休職効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を<u>超えない範囲内</u>において、任命権者が定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認めるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び同条第4項の規定に<u>基き</u>、職員の分限に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(休職効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条第1項各号の規定による休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を<u>こえない範囲内</u>において、任命権者が定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認めるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p>

び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

5 略
6 略
7 略

4 略
5 略
6 略

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第4条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(減給の効果) 第3条 減給は、給料及びこれに対する地域手当の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬をいう。)の10分の1以下を減ずるものとする。 2 略	(減給の効果) 第3条 減給は、給料 _____ _____の10分の1以下を減ずるものとする。 2 略

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第5条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(非常勤職員 _____) 第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。） の勤務時間等、休憩時間、休日等及び休暇については、 第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。） の勤務時間、休暇等 _____ については、 第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正（第6条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>非常勤職員</u></p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p>

向日市職員の給与に関する条例の一部改正（第7条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p><u>第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与その他の給付は、別に条例で定める。</u></p> <p><u>(臨時に任用される職員の給与等)</u></p> <p><u>第19条 法律又は条例に基づき臨時的に任用される職員及びこれらに準ずる職員の給与については前各条にかかわらず、任命権者が別に定める。</u></p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p><u>第20条 略</u></p>	<p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p><u>第18条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、市長が他の常勤の職員の給与との均衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。</u></p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p><u>第19条 略</u></p>

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第8条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する<u>非常勤職員</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する<u>非常勤職員</u></p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である<u>非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない<u>非常勤職員</u></p> <hr/> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める<u>非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する<u>非常勤職員</u>（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該<u>非常勤職員</u>がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている<u>非常勤職員</u>に限る。）</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤職員</u>であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する<u>再任用短時間勤務職員</u>（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）</u>以外の<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <hr/> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する<u>再任用短時間勤務職員</u>（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該<u>再任用短時間勤務職員</u>がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている<u>再任用短時間勤務職員</u>に限る。）</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>再任用短時間勤務職員</u>であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ</p>

れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員 _____ の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員 _____ の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員 _____ の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員 _____ が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員 _____ が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項に規定する産前の休業に相当する産前に関する休暇又は同条第2項に規定する産後の休業に相当する産後に関する休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員 _____ が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員 _____ が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員 _____ の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあ

れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 再任用短時間勤務職員 の養育する子の1歳到達日
- (2) 再任用短時間勤務職員 の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該再任用短時間勤務職員 の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該再任用短時間勤務職員 が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該再任用短時間勤務職員 が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項に規定する産前の休業に相当する産前に関する休暇又は同条第2項に規定する産後の休業に相当する産後に関する休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員 が当該子の1歳到達日(当該子を養育する再任用短時間勤務職員 が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員 の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあ

つては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員）であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員）であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

つては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員）であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳到達日（当該再任用短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員）であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)のうち、別に定める者を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員のうち別に定める者を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務職員についての向日市職員の給与に関

(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第2項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務職員についての向日市職員の給与に関

する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条第2項 第2号	<u>非常勤職員</u> _____	略
略		

する条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条第2項 第2号	<u>再任用短時間 勤務職員</u>	略
略		